

浦安市規則第 17 号

浦安市国民健康保険条例附則第 4 項の規定による新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則

浦安市国民健康保険条例附則第 4 項の規定による新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する規則（令和 2 年規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 5 月 7 日までに新型コロナウイルス感染症に感染した（当該感染症の感染が疑われるときも含む。）被保険者に対して傷病手当金の支給を始める日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。